

平成30年度事業計画書

第1 事業活動方針

警察の厳しい取締りと数度に亘る暴力団対策法の改正、暴排条例の施行に加え、市民の暴力団排除気運のこれまでにない高まりから、暴力団の活動は大きく狭められてきている。その結果、暴力団勢力も年々大幅に減少し、10年前と比べ半数以下になってきている。また、日本最大の暴力団6代目山口組は、平成27年8月に分裂し、新たに結成された神戸山口組も昨年4月には再分裂し任侠山口組が結成されるなど混沌とした暴力団情勢である。

こうした中であっても、暴力団は生存をかけ、社会経済情勢の変化に巧みに順応し、各種業界に進出して企業活動を偽装したり、政治活動・社会運動を標榜しての不当要求行為を敢行するほか、共生者を利用して様々な経済取引に介入するなど、多様化が一層進展している。現在、リニア新幹線建設、東京オリンピックなど大型公共工事も進む中、暴力団の介入を絶対阻止しなければならない課題である。

社会全体で暴力団を孤立させ、その存在を許さない環境づくりを目指して制定された「愛知県暴力団排除条例」が施行されて7年が経過し、地域・職域における暴力団排除気運も一層の高まりを見せ、暴力団排除に相当な効果を上げて来ているが、これを一時的なものではなく継続的に社会に定着したものにして行くことが求められている。

平成4年、暴力団対策法の施行と同時に発足した当県民会議も設立、四半世紀を経過したが、初心に立ち返り暴力団対策の先進県としての自覚の下、暴力団排除の中核的組織として、警察、弁護士会、自治体、地域・職域の暴力団排除組織等、関係機関・団体との連携を一層強化し、次の事業を重点として県民総ぐるみの暴力団排除活動を推進する。

第2 事業の重点

- 1 広報・啓発事業
- 2 地域・職域における暴力団排除活動支援事業
- 3 暴力相談事業
- 4 不当要求防止責任者講習事業
- 5 暴力団からの離脱の支援及び少年被害防止事業
- 6 暴力団被害救援事業

第3 事業推進内容

1 広報・啓発事業

(1) 安全なまちづくり愛知県民大会の開催

愛知県、愛知県警察及び防犯協会連合会と合同で「安全なまちづくり愛知県民大会」を開催し、暴力追放に功労のある団体・個人に対し感謝状を贈呈して顕彰するとともに、寸劇、愛知県警察音楽隊によるドリル演奏等を通じ、広く県民各層に暴力団排除意識の高揚とその浸透を図る。

(2) 暴力追放セミナーの開催

賛助会員、地域・職域暴力排除組織関係者及び行政機関職員等を対象に「暴力追放セミナー」を開催して、愛知県警察担当者、愛知県弁護士会民暴委員による基調講演・寸劇を通じて暴力団の実態、暴力団等反社会的勢力からの不当要求に関する諸問題を紹介し、その対応要領等の知識の浸透を図る。

(3) 広報資料による普及宣伝活動

機関紙「暴迫あいち」及び県民会議のホームページ等を利用して、時宜に応じた暴力団情報の提供や県民会議の活動状況を紹介する。

パンフレット、チラシ、ステッカー等の広報啓発資料を作成・配布し、暴力団排除意識の高揚を図るとともに、県民会議の各種事業の普及宣伝活動を効果的に推進する。

県民会議の賛助会員となっている企業等に対し、暴力団追放啓発ビデオの貸し出しを行い、事業所における組織的な対応要領の基盤づくり支援するとともに暴力団排除気運の一層の醸成を図る。

(4) 功労団体・個人の表彰具申

県、市町村、警察、弁護士会及び地域・職域等の関係団体と連携して、暴力団排除活動に功労があった団体・個人の表彰該当者を把握し、全国及び中部管区表彰を具申する。

2 地域・職域における暴力団排除活動支援事業

(1) 地域と一体となった暴力団排除活動の推進

県下の各警察署管内に設置されている暴力追放協議会が行う暴力団排除活動を積極的に支援するとともに、連携を強化して地域住民と一体となった活動を推進する。

(2) 企業等における暴力団排除活動の支援

職域暴排組織の活動を積極的に支援し、各種業界からの暴力団排除を促進するため、企業等に対し最新の暴力団情報を積極的に提供し、暴力団の本質、実態の周知を図るとともに、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則である「組織的対応・外部専門機関との連携・取引を含めた一切の関係遮断・有事における民事と刑事の法的対応・裏取引や資金提供の禁止」といった事項

を厳守するための啓発と支援に努める。

(4) 暴力団情報の提供

愛知県暴力団排除条例等に定める事業者の責務として、契約の相手方が暴力団関係者でないこと等を確認するためのデータベースの構築を支援するために公表された暴力団関係者の検挙等の情報を提供する。

3 暴力相談事業

(1) 暴力追放相談委員による暴力相談の実施

弁護士、保護司、少年指導委員及び警察官OBを暴力追放相談委員に委嘱して、面接、電話等により広く県民からの暴力相談に応じ、暴力団被害の未然防止及び救済を図る。

(2) 愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士による法律相談の実施

民事介入暴力対策委員会所属の弁護士が、平日の午後1時30分から県民会議相談室において、暴力団がらみの民事問題を専門的な立場から無料で法律相談に応じる。

4 不当要求防止責任者講習事業

(1) 不当要求防止責任者講習の実施

暴対法第14条第2項に定めるところにより、事業所及び国、地方公共団体等行政機関の不当要求防止責任者に対しては、愛知県公安委員会の委託を受け、愛知県警察、愛知県弁護士会と連携の上、不当要求防止責任者講習を実施する。

(2) 講習受講者の拡大と講習内容の充実

受講希望者は、年々増加しているものの、未だ不当要求防止責任者を選任していない事業所も多いことから、「県民会議ホームページ」、機関紙「暴追あいち」及び各種会合等を利用して、受講の勧奨を図るとともに講習内容の充実に努める。

5 暴力団からの離脱の支援及び少年被害防止事業

(1) 暴力団からの離脱支援及び加入阻止

暴力団離脱者対策協議会（警察・弁護士会・法務省・保護司会等16機関及び離脱者受入企業17社）と連携して、暴力団からの離脱支援並びに加入を阻止するための活動を推進する。

(2) 暴力団離脱者への就労支援対策

暴力団離脱者の社会復帰を促進するために、就労支援離脱者雇用給付金制度

を活用して、雇用受入企業の積極的な募集とその拡充を図る。

又、14都道府県の離脱者社会復帰対策協議会と締結した連携協定の積極的運用を図るとともに、離脱者に対する支援活動を一層推進する。

(3) 青少年に対する指導

青少年が暴力団に加入しないようあらゆる機会を利用して情報の提供等の支援を行う。特に、警察と連携のうえ、少年院生等を対象としたシンポジウムを随時開催し、暴力団から少年を切り離す活動を積極的に推進する。

又、愛知県少年指導委員及び暴力追放推進委員に対し、青少年に対する暴力団からの影響の排除及び暴力団に関する情報収集等の活動要領についての研修会を行い暴力団被害の防止と少年の健全育成に努める。

6 暴力団被害救援事業

(1) 訴訟費用等の無利子貸付

暴力団員の不当要求行為等にかかる被害の救済を図るため、暴力団及び暴力団員を相手側当事者とする民事訴訟等に要する諸費用については、無利子貸付を積極的に行う。

(2) 暴力団事務所の排除

地域における既存の暴力団事務所の撤去や新規事務所の進出阻止などの住民運動を支援し、警察、行政、弁護士会等との連携により、暴力団事務所の排除を推進する。

また、国家公安委員会から暴力団事務所の使用差止め請求に係るの「適格センター」として認定を受けている当県民会議は、指定暴力団等の事務所の付近住民等からの要望を早期に把握し、積極的に暴力団事務所の撤去に努める。

(3) 被害者見舞金の支給

警察と連携し、支給対象事案を把握し、暴力団員の不当行為等により、傷害又は財産に対する損害を受けた被害者に対して見舞金を支給する。

(4) 暴力排除顕彰金の支給

暴力団員からのみかじめ料等の不当要求を拒絶したり、暴力団の排除活動に積極的に協力し、特に他の模範となるものに対して暴力排除顕彰金を支給する。

第3 その他

1 暴力団情報の収集及び暴力団対策の調査研究活動事業

(1) 暴力追放推進委員による情報収集活動等

地域・職域において、暴力排除活動に熱意のある者で理事長が委嘱した暴力

追放推進委員の活動を通じて、暴力団事務所等の周辺における暴力団の動向及び関係情報の収集と地域・職域からの暴排活動の推進を図るとともに、暴力団排除活動等に関する意見、要望を汲み上げこれを各種事業に反映させる。

(2) 全国暴迫センター等との連携

全国暴迫センターはじめ各都道府県暴迫センターと密接な連携を図り、暴力団情報の交換を行うとともに、新聞、雑誌等あらゆる公刊資料を活用して暴力団関係資料の収集と充実を図る。

2 関係機関との連携の強化及び改革の推進事業

(1) 暴力団等対策連絡協議会

警察、検察、国税、弁護士及び県民会議で構成する「暴力団等対策連絡協議会」において、実務的な情報交換会に積極的に参加する。

(2) 愛知県暴力排除団体連絡会

26の職域別に組織されている暴力団排除対策協議会で構成する「愛知県暴力排除団体連絡会」に積極的に参加し、各業界で把握する暴力団情報の交換を行い効果的な暴力団対策を推進する。

(3) 全国及び各都道府県暴力追放運動推進センター

全国暴力追放運動推進センター及び各都道府県の「暴力追放運動推進センター」と緊密な連携をし、広域的な暴力団追放運動を推進する。

(4) 県民会議改革委員会

警察、民暴弁護士、県民会議で構成する「県民会議改革委員会」を必要の都度開催し、県民会議の在り方、運営上の問題点などについて討議し、中・長期的な視野に立った事務・事業の見直しと活性化を図る。

◇ 月別事業計画

月別	事業概要	実施時期
平成30年 4月	○ 非常勤暴力追放相談委員に対する委嘱式・研修会 ○ 監事監査	上旬 下旬
5月	○ 全国相談員・講習担当者研修会への参加 ○ 第1回理事会の開催 ○ 愛知県暴力団離脱者対策協議会情報連絡会の開催 ○ 暴力追放推進委員に対する研修会 ○ 評議員会の開催	上旬 中旬 中旬 下旬 下旬
6月	○ 中部ブロック暴力団追放協議会への参加	中旬
7月	○ 機関誌「暴追あいち夏季号」の作成・配布	上旬
8月	○ 夏の少年非行防止活動への協力	月間
9月	○ 少年指導委員研修会の実施	上旬
10月	○ 全国暴追センター専務理事会の出席 ○ 安全なまちづくり愛知県民大会の共同開催	上旬 中旬
11月	○ 暴力追放運動中央大会への参加 ○ 暴力団等対策連絡協議会の開催	下旬 下旬
12月	○ 年末・年始暴排運動への協力・支援	12月～翌1月
平成30年 1月	○ 機関誌「暴追あいち新年号」の作成・配布 ○ 予算（案）及び事業計画書の策定	上旬 上旬
2月	—————	—————
3月	○ 暴力追放セミナーの開催 ○ 第2回理事会の開催	中旬

随 時	<ul style="list-style-type: none">○ 不当要求防止責任者講習の実施○ 地域暴排組織、職域暴対協が行う総会等への参加○ 地域暴排組織に対する活動助成・支援○ 暴力団追放ビデオ、暴追グッズ等の貸し出し○ 暴排研修会等への講師派遣と資料提供○ 離脱者受入賛同企業の募集○ 賛助会員の募集○ 愛知県警察が取り組む暴力団総合対策等各種強化月間への協力
-----	--